

周防大島町告示第119号

令和2年第2回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月16日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和2年11月20日

2 場 所 大島庁舎議場

---

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

砂田 雅一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

---

○応招しなかった議員

---

---

令和2年 第2回(臨時)周防大島町議会会議録(第1日)

令和2年11月20日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年11月20日 午前9時30分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 議席の一部変更

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)

追加日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)) (質疑・討論・採決)

追加日程第12 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第4号)) (質疑・討論・採決)

追加日程第13 議案第3号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算(第8号) (質疑・討論・採決)

追加日程第14 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について) (質疑・討論・採決)

追加日程第15 議案第5号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について(質疑・討論・採決)

追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 議席の一部変更
- 追加日程第6 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
- 追加日程第9 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
- 追加日程第10 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第11 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））（質疑・討論・採決）
- 追加日程第12 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号））（質疑・討論・採決）
- 追加日程第13 議案第3号 令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・採決）
- 追加日程第14 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について）（質疑・討論・採決）
- 追加日程第15 議案第5号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 追加日程第16 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

---

出席議員（14名）

1番 山中 正樹君	2番 栄本 忠嗣君
3番 白鳥 法子君	4番 竹田 茂伸君
5番 山根 耕治君	6番 岡崎 裕一君
7番 砂田 雅一君	8番 田中 豊文君
9番 新田 健介君	10番 吉村 忍君
11番 久保 雅己君	12番 小田 貞利君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	副町長	……………	岡村 春雄君
教育長	……………	西川 敏之君	病院事業管理者	……………	石原 得博君
総務部長	……………	大下 崇生君	産業建設部長	……………	中村 光宏君
健康福祉部長	……………	近藤 晃君	環境生活部長	……………	伊藤 和也君
統括総合支所長	……………	山本 勲君			
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	藤本 倫夫君

---

午前9時30分開会

○事務局長（大川 博君） 皆様、おはようございます。事務局長の大川です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。年長の久保雅己議員を御紹介します。

久保雅己議員、議長席に御着席をお願いいたします。

〔臨時議長 久保 雅己君 議長席に着く〕

○臨時議長（久保 雅己君） ただいま紹介されました久保でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしく願いいたします。

久しぶりにこの席です。非常に見晴らしがよろしゅうございます。よろしく願いいたします。

ただいまから令和2年第2回周防大島町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

ここで、初議会の招集にあたり藤本町長から御挨拶の申し出がありますので、それを賜ることにいたします。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。

改選後の初めての議会開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

私は、去る10月25日の町長選挙におきまして、皆様方をはじめ町民各位の力強い御支援、そして各方面の方々からの御推薦を賜り、第3代目の周防大島町長に就任いたしました。

そして無投票での当選という栄をいただきましたことは、町民の皆さまの期待をいただいたものであると謙虚に受け止めております。皆様の期待と信頼を双肩に感じながら、その使命と責任の重大さに、改めて身の引き締まる思いがいたしております。改めて皆様に感謝申し上げます。

歴史と伝統ある大島郡の繁栄と発展を目指して、効率的かつ信頼できる行政の邁進に努めて参る所存でございます。また、議員の皆様におかれましても、同日執行の町議会議員選挙におきまして、見事激戦を突破され、御当選を勝ち得られましたことに対しまして心からお祝いを申し上げますと共に、今後とも町政発展のため、絶大なるお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私は、椎木前周防大島町長が一貫して取り組まれた行財政改革や定住促進、健康増進、防災、観光振興等の施策を継承しながらも、前例にとらわれない創意工夫で、他の自治体になく周防大島町だけの施策の実現など、様々な分野でチャレンジして参りたいと考えており、これからが新しい周防大島町の町づくりのスタートであると考えております。

しかしながら、地方自治体は、新型コロナウイルス対策、少子高齢化や地域格差の拡大、財政難といった課題に直面しており、今後は、これまで以上に地方自治体の果たす役割が重要になってくると思われまます。そのためには、行財政運営の更なるレベルアップが必要不可欠であります。今こそ地方自治の原点に立ち返って、町民の皆様が抱く希望や要望、御意見を気楽に持ち寄り、全世代が主人公として共通意識を持てる工夫と仕掛けを考察し、実行して参りたいと考えております。

こうした認識の上に、「たのしい島、すみたい島、いきたい島」の実現に向け、勇気と真心で町民の皆様方と一緒に生活の場を作り、周防大島町の可能性を伸ばして参りたいと考えております。

先般から、自身の後援会活動で町内を歩いた中で町民の皆さんの顔、生活、声をはじめとする生活の現状を肌で感じて参りました。この経験を大切にして生活の安心・安全・充実を創っていくために、謙虚に誠実に歩んで参る所存です。

最後に執行部と議会の関係につきまして申し述べさせていただきます。

私は周防大島町議会の出身であり、町議会議員として活動をさせていただきました。執行部と

議会は車の両輪とも例えられます。そして町を良くしたいという思いは共通であると考えております。よって、なれ合いにならず、協調し、過程を大切に町づくりを議論、推進する場となりますことを望んでおります。

議員各位におかれましては、格別の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、改選後の議会にあたっての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして出席参与の自己紹介をさせていただきます。

○副町長（岡村 春雄君） 副町長の岡村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長（重富 孝雄君） 会計管理者の重富です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（大下 崇生君） 総務部長の大下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（中元 辰也君） 総務課長の中元と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○財政課長（藤本 倫夫君） 財政課長の藤本と申します。よろしくをお願いいたします。

○教育長（西川 敏之君） 教育長の西川敏之です。どうぞよろしくお願いいたします。

○病院事業管理者（石原 得博君） 病院事業管理者の石原得博です。よろしくをお願いいたします。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局総務部長の大元と申します。よろしくをお願いいたします。

○教育次長（永田 広幸君） 教育次長の永田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 健康福祉部長の近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○統括総合支所長（山本 勲君） 統括総合支所長兼大島総合支所長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 環境生活部長の伊藤です。よろしくをお願いいたします。

○産業建設部長（中村 光宏君） 産業建設部長の中村と申します。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（久保 雅己君） 以上で、出席参与の紹介を終わります。

---

### 日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（久保 雅己君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第2. 議長の選挙

○臨時議長（久保 雅己君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行います。  
議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（久保 雅己君） ただいまの出席議員は14名です。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、山中正樹議員、2番、栄本忠嗣議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（久保 雅己君） 念のために申し上げますが、投票用紙は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の指名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久保 雅己君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（久保 雅己君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

○事務局長（大川 博君） 座ったままで失礼いたします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1番	山中 正樹議員	2番	栄本 忠嗣議員
3番	白鳥 法子議員	4番	竹田 茂伸議員
5番	山根 耕治議員	6番	岡崎 裕一議員
7番	砂田 雅一議員	8番	田中 豊文議員
9番	新田 健介議員	10番	吉村 忍議員
11番	荒川 政義議員	12番	尾元 武議員
13番	小田 貞利議員	14番	久保 雅己議員

.....

○臨時議長（久保 雅己君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（久保 雅己君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。山中議員、栄本議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（久保 雅己君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、荒川議員12票、尾元議員1票、砂田議員1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、荒川議員が議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（久保 雅己君） ただいま議長に当選されました荒川議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

荒川議員、登壇の上、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 荒川でございます。ただいま名誉ある議長の重責を担うことになりました。ひとつよろしくをお願いいたします。

本議会から新町長を迎えて、議会といたしましては緊張感を持って対応して参りたいというふうに思っております。我々議会議員は地方自治の最先端で住民と接しております。住民の生活を守るを合言葉に切磋琢磨して参りたいと思っております。

議長といたしましては、さきの議会に取りまとめた行財政改革を推し進めてまいります。また、新型コロナウイルス対策は、喫緊の課題でありますので安心、安全な生活を守るため、町執行部と全力で取り組んで参りたいというふうに思っております。各議員さん方の協力を得ながらスムーズな議会運営を目指して参りますので、ひとつよろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

○臨時議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

荒川議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（荒川 政義君） 改めまして、以後よろしくお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前9時55分休憩

.....  
午前10時02分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に配付してあります追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し議題といたしたいと思  
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり本日の日程に追加  
し、議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第1. 議席の指定

○議長（荒川 政義君） 追加日程第1、議席の指定を議題とします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議席は御着席のとおりです。ただいまのとおり議席を指定いたしました。

---

#### 追加日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山中正樹議員、2番、  
栄本忠嗣議員を指名いたします。

---

#### 追加日程第3. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとする  
ことに決定しました。

---

#### 追加日程第4. 副議長の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条1項の規定により投票で行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（荒川 政義君） ただいまの出席議員は14名です。次に、立会人を指名いたします。会  
議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、白鳥法子議員、4番、竹田茂伸議員を指名  
いたします。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（荒川 政義君） 念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（荒川 政義君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

.....  
1 番 山中 正樹議員                      2 番 栄本 忠嗣議員  
3 番 白鳥 法子議員                      4 番 竹田 茂伸議員  
5 番 山根 耕治議員                      6 番 岡崎 裕一議員  
7 番 砂田 雅一議員                      8 番 田中 豊文議員  
9 番 新田 健介議員                      10 番 吉村 忍議員  
.....

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午前10時09分休憩

.....  
午前10時10分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[事務局長点呼・議員投票]

.....  
1 2 番 尾元 武議員                      1 3 番 小田 貞利議員  
1 4 番 久保 雅己議員                      1 1 番 荒川 政義議員  
.....

○議長（荒川 政義君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて開票を行います。白鳥議員、竹田議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（荒川 政義君） 副議長選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、尾元議員 13 票、砂田議員 1 票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、尾元議員が副議長に当選されました。（拍手）

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（荒川 政義君） ただいま副議長に当選された尾元議員が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

尾元議員、登壇の上、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○議員（仮議席 12 番 尾元 武君） ただいま副議長選挙におきまして選任いただきました尾元でございます。身の引き締まる思いで、この席に立たせていただいております。

私はこのたびの選挙におきましては、本当に次世代を作り、今を支えるということテーマに住民の皆さんに訴えて参り、またこうして、副議長としてこの場に立たせていただきますことを本当に嬉しく、また感無量の思いに思っております。これからも、また、まだまだ至りませぬ私ではございますが、皆様の御指導をしっかりと仰いで参りたいと思っております。

また、このたび町長も新しく、若き藤本新町長になられまして本当に前例に捉われない創意工夫のまちづくりに臨まれていらっしゃいます。また議会におきましても、6 名の新人の皆さんと共に、先輩議員として私たちが共に住民の代表として議会に携わる運びになっております。私たちのまた 6 名の新人議員の皆様方も、本当にこれまでの人生においていろいろと経験を積み、またそういった中で私たち先輩議員の皆様とともに、綾なす錦織の発想の中でしっかりと新しいまちづくりに一体となって臨ませていただきたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

---

#### 追加日程第 5. 議席の一部変更

○議長（荒川 政義君） 追加日程第 5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更します。久保議員の議席を 11 番に、小田議員の議席を 12 番に、尾元議員の議席を 13 番に、荒川議員の議席を 14 番にそれぞれ変更いたします。

暫時休憩をします。

午前10時18分休憩

.....  
午前10時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりであります。

----- . ----- . -----  
追加日程第6. 常任委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第109条の1項の規定により、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができます。委員会条例第2条の規定により、常任委員会は3委員会で構成され、総務文教常任委員会、民生常任委員会、建設環境常任委員会、それぞれ7名と定めております。

選任の方法は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、皆様から希望を取り、調整し、選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、皆様からの希望をとり、調整し、選任をいたします。

これより配付いたします用紙に、第1希望、第2希望を御記入され提出願います。

〔記入用紙配付〕

○議長（荒川 政義君） 答弁、討論席に箱を用意いたしておりますので、記入された方から随時その箱に用紙を入れてください。提出が終わりましたら休憩といたします。

皆さん入れましたかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） それでは暫時休憩します。

午前10時32分休憩

.....  
午前11時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員の選任につきましては、いろいろ検討しました結果、次のとおり決しましたので、事務局より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、選任の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会、1番、山中正樹議員、5番、山根耕治議員、8番、田中豊文議員、9番、新田健介議員、11番、久保雅己議員、12番、小田貞利議員、14番、荒川政義議員。

次に、民生常任委員会、1番、山中正樹議員、2番、栄本忠嗣議員、4番、竹田茂伸議員、6番、岡崎裕一議員、8番、田中豊文議員、10番、吉村忍議員、13番、尾元武議員。

次に、建設環境常任委員会、2番、栄本忠嗣議員、3番、白鳥法子議員、5番、山根耕治議員、6番、岡崎裕一議員、7番、砂田雅一議員、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 以上でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、各常任委員会は、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、各常任委員会の正副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、久保雅己委員、副委員長、山中正樹委員。次に、民生常任委員会委員長、吉村忍委員、副委員長、岡崎裕一委員。次に、建設環境常任委員会委員長、新田健介委員、副委員長、栄本忠嗣委員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 各常任委員長、副委員長におかれましてはよろしく願いを申し上げます。

---

#### 追加日程第7. 議会運営委員会委員の選任について

○議長（荒川 政義君） 追加日程第7、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員の定数は6名であります。選任の方法は委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、調整し、選任したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

暫時休憩をします。次の会議は11時半ぐらいを予定しております。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の選任につきましてはいろいろ検討した結果、次のとおり決しましたので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、議会運営委員会委員について報告いたします。

3番、白鳥法子議員、7番、砂田雅一議員、9番、新田健介議員、10番、吉村忍議員、11番、久保雅己議員、12番、小田貞利議員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 議会運営委員会委員の皆様におかれましては、これからの議会運営について、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

午前11時31分休憩

午前11時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果が通知されておりますので、事務局長より朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、議会運営委員会の正副委員長について報告いたします。

委員長、小田貞利委員、副委員長、白鳥法子委員。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 小田委員長、白鳥副委員長、今後とも議会運営についてはよろしくお願いをいたします。

---

#### 追加日程第8. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第8、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定

しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に久保雅己議員、吉村忍議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました久保雅己議員、吉村忍議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました久保雅己議員、吉村忍議員が当選されました。久保雅己議員、吉村忍議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。よろしくお願いをいたします。

暫時休憩をします。

午前11時38分休憩

.....

午前11時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 追加日程第9. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） 追加日程第9、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に竹田茂伸議員、山根耕治議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました竹田茂伸議員、山根耕治議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました竹田茂伸議員、山根耕治議員が当選されました。竹田茂伸議員、山根耕治議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

よろしく願いをいたします。

暫時休憩をします。お昼の休憩に入ります。開会は1時からです。よろしく願いします。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より議案の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、提出議案につきまして御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、報告1件、専決処分の承認を求めることについて3件、補正予算に関するもの1件、条例の改正についての1件、合わせて6件であります。

報告第1号は、損害賠償の額を定めることについて専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による地域外来・検査センター等に要する経費を措置するために、令和2年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、地域外来・検査センターの開設に伴い、運営に要する費用等を措置するために、令和2年度病院事業特別会計補正予算（第4号）を専決処分いたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号令和2年度一般会計補正予算（第8号）であります。既定の予算に1,300万円を追加し、補正後の予算の総額を176億4,420万4,000円とするものであります。

議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、周防大島町病院事業局再編計画において、周防大島町立東和病院の一部病棟を療養病床に転換し、11月1日からの使用開始に伴い、専決処分をいたしましたので、これを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第5号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、山口県人事委員会による一般職の給与等についての勧告等に伴い、給与等の改正を行おうとするもので、町議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議案の説明を終わります。

---

#### 追加日程第10. 報告第1号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第10、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分の報告について執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第1号専決処分について御報告申し上げます。

令和2年6月29日に屋代ダム公園において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、9月24日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、大字東屋代の屋代ダム公園内の人工芝滑り台チビッコゲレンデにおいて、2名が滑走中に老朽化した滑走面により転倒し受傷したものであり、うち1名の相手方については既に損害賠償が終了しておりますが、残る1名の相手方について治療が終了したことに伴い、損害賠償を行ったものであります。

なお、損害賠償の額は49万8,320円、うち治療費3万2,520円、休業損害補償22万5,000円、傷害慰謝料24万800円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から9月29日に全額支払われましたので御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

---

#### 追加日程第11. 議案第1号

#### 追加日程第12. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第11、議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてと追加日程第12、議案第2号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがいまだ見えない中、山口県では、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、県内での感染拡大に備え、地域・外来検査センター等に

対して必要な設備の整備やその運営を支援することといたしました。

本町におきましては、この検査センターを可能な限り迅速に設置し、開設できるよう新型コロナウイルス感染症対策に係る第5弾となる補正予算として、これらに要する経費を早急に計上する必要が生じたところであります。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に905万6,000円を追加し、予算の総額を176億3,120万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。

13ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金では、地域外来・検査センター設備整備費補助金として、新型コロナウイルスの疑い例の検査を実施するための簡易診察室の設置・開設に係る経費に対する補助金708万2,000円を計上しております。

また、3項県委託金3目衛生費県委託金には、従来の保健所経由の帰国者・接触者外来に加え、かかりつけ医の診断に基づき検体採取を行う地域外来・検査センターの運営委託金197万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出であります。14ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費におきましては、地域外来・検査センター設置・開設のための簡易診療室等の借上げ料や工事請負費、診療に必要となる防護具や当センター従事者が感染した場合に一時金を支給するための補償保険料など、計729万9,000円を計上いたしております。

また、12款諸支出金1項繰出金1目繰出金には、地域外来・検査センターの運営を町立病院に委託いたしますことから、この事業の運営に係る委託金175万7,000円を病院事業特別会計繰出金として計上いたしております。

なお、こちらの地域外来・検査センターにつきましては、令和2年10月12日から開設をいたしております。

以上が、令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第2号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

山口県では新型コロナウイルスのさらなる感染拡大に備え、必要な患者が迅速かつスムーズにPCR検査を受けられるよう、地域外来・検査センターを県内全域に設置することとしております。

本町におきましても、迅速に検査センターを開設することとなり、病院事業局がその運営を担うこととなりましたので、運営に要する費用等を補正予算として早急に計上する必要が生じたところでございます。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会での承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、地域外来・検査センターの運営に要する費用としまして一般会計からの繰入れにより収入合計で175万7,000円増額補正し53億5,915万円を見込んでおります。

支出につきましては、地域外来・検査センターの運営費として、医師や看護師等の危険手当に伴う給与費の増加、検体採取に要する消耗品費、情報入力端末の整備による消耗備品費、医療廃棄物処理に係る委託料、検査結果郵送料やデータ通信に係る通信運搬費の増加等に伴いまして、支出合計は175万7,000円増額補正し53億5,823万4,000円を見込んでおります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、給与費を117万5,000円増額補正し29億9,177万8,000円としております。内容としましては、地域外来・検査センターに従事する職員への危険手当によるものです。

6ページをお願いします。

第4条の他会計からの補助金につきましては、地域外来・検査センターの運営に要する費用について、一般会計からの繰入れにより合計175万7,000円を増額補正し、14億6,743万3,000円としております。

附属資料としまして、7ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第2号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は議案ごとに

行います。

議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（7番 砂田 雅一君） 検査センターは町立病院でということで、しかしその場所としてはまだ非公開で当面行っていくということを伺っていますが、いろいろニュース等で見ると、この検査センターの場所なんかは既に公表しながら、またその範囲も大いに広げながらやっているというところも多いように思うんですが、なぜ本町が場所を非公開ということにするのか。あとは、その一定の、今帰国者だとか、あるいはかかりつけ医が認めた場合ということに範囲を限っていますけれども、これを広げることによって、この場所も公開に向けて整備していくのかどうか。その辺について伺います。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 砂田議員さんより、センターを公表していない理由は何かという御質問をいただきましたのでお答えを申し上げます。

国より、この地域外来・検査センター運営マニュアルというものが発出をされております。その中には、地域外来・検査センターの設置場所また連絡先につきましては、帰国者・接触者外来と同様に、一般への公表は原則行わないものとするというふうに記載をされております。ただし、十分な感染防止を行うことができ、多数の患者が受診することになったとしても、診療体制に支障を来さない場合はこの限りではないというふうに記載をされております。

現在、県内で14か所の検査センターが設置をされておまして、県のホームページには、そのそれぞれのところが公表をされておると思います。

本町と、特にこの近隣市の状況を御覧になっていただくと分かると思うんですけれども、近隣市はそういう診療体制に支障を来すというような場所ではないというふうなところで公表をされているというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

よって、本町は、県のホームページにも載せてありますが、町のホームページも載せてございますが、検査を求めて患者が集中し、混乱を来すことのないよう、また風評被害防止のため非公表とすることを、郡の医師会と協議の上、決定をさせていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2点目、今後特に、今第3波という状況の中で、特に近隣市町で非常に感染が拡大をしているといいますか、昨日も山口県内で最多の感染者数が出たと、全国でも最多であったと、こういう状況でございます。

郡医師会との協議で、そういう感染拡大、パンデミックの状態になったときには、当然検査センターも拡充をしていかなければならないということは協議をしておるところでございますので、

現段階では、本町は皆さんの御協力によりまして感染者が出ておりませんので、現段階ではこの1か所で運営をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、専決の理由をもう少し詳しく、時系列でちょっと追って御説明をいただきたいと思います。

それから、もう一点、非公表ということなんで、あまりどこまで出せるか分かりませんが、センターをどういうふうに運営していくのか。その辺を可能な範囲で御答弁をお願いいたします。

それと、もう一点、今その非公表について、ホームページでは一応センターがあることは公表しているけど場所とかは公表しないということなんですけど、ホームページを拝見しましたが、ちょっと、あえて分かりにくくしているんかもしれませんが、非常に伝わりにくかったです。

もう少しダイレクトに、センターを、ありますよということを伝える必要があるんじゃないかなと思いますけど、さっきその国のマニュアルでは、一般には公表しないんだということもありましたけど、それは御答弁がありましたように、こう一般の方が、そこがセンターがあると、そこへ行ったら検査ができるんだと勘違いしてこう殺到したりしたらいけないから非公表なんだということなんでしょうけど、やっぱりこのマニュアルにも地域外来・検査センターに対する委託は、委託をしている自治体の住民に対して行政検査が円滑に行われるようにする観点から行うものであるというふうに書いてありますように、まずその町民の方の安心につなげるということが大事だと思いますので、もう少しダイレクトに、大島でも検査ができるんですよと、そういう体制を整備しましたよということはホームページなり、ホームページよりは広報等で周知するべきではないかと思いますが、その辺の観点からちょっと御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんから、まず専決をした理由は何かと、少し詳しくということでした。

先ほど、補足説明の中で少し申し上げておりますけれども、国は、新型コロナウイルス、まさに今第3波と言われる状況でございますが、そういった感染の拡大に備えまして、地域の医師会等と連携をした地域外来・検査センターの設置を進めておりまして、山口県におきましては、保健医療圏に1か所以上ということで県内14か所。13は市が設置をしております。町としては本町だけだというふうに御理解をいただきたいと思いますが、それにおきまして協議・調整が進められてきたところでございます。

このため本町は、お盆明け、8月の、日にちを言いますと17日から5回にわたりまして、ほぼ毎週なんですけど、大島郡医師会とこの検査センターの設置・運営に関する協議を続けて参りま

した。最終的に内容がまとまりましたのは、10月の3日の土曜日だったんですが、昼から集まっていたかきまして、最終的な決定をさせていただきました。

そして山口県が、ここは先ほど説明したので少し省いてもいいかもしれませんが、県の議会で地域外来・検査センターに係る経費の補正予算、10月の5日に可決をされておりますので、同日に本町も専決処分をさせていただきました、12日から運営をしているところでございます。

それから、少し設置・運営について詳しくということであったんですが、ちょっと今から私しゃべりますが、少し言葉が分かりづらいかも分かりませんが、ちょっとしゃべらせていただきたいと思います。

地域外来センターというのは本来、県が設置をするものでございます。ですから、町は県から委託を受けて、町が設置をしたというところだというふうに御理解をまずいただきたいと思います。

そして、このPCR検査というのは、行政検査と言いまして無料で行う検査ということになるんですが、これは大島郡医師会と県が行政検査、無料のPCR検査の集合契約を締結をして実施をする。検査そのものは大島郡医師会が契約をしております。というふうにまず御理解をいただきたいと思います。

そして、地域外来・検査センターというのは医療機関ではございませんので、あくまでもPCR検査を行う検査機関の位置づけであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

よって、その診療報酬、検査料の請求というのは、これはかかりつけ医が行うという形になります。そして、かかりつけ医は、実質的には1万9,500円という金額になるんですが、この請求を行って、そして検査センターは1万8,000円ほどの検査料を請求をいたします。そして、今回は民間の、実際の陰性・陽性の判定をいたします検査機関に出しますので、そこに大体ざっくりで申し上げますが1万7,000円程度支払わなければならないと。これを同じ月、診療報酬の請求というのは2か月遅れになりますから、全てを同じ月で行うというような流れで運営をして参ります。

実際の流れにつきましては町のホームページのほうに載せておりますので、そこも御確認をいただきたいと思いますが、今回の対象者は、あくまでも発熱等の症状があつて、町内のかかりつけ医を受診後、かかりつけ医さんが新型コロナウイルスの感染症の検査が必要と判断をされた方でございます。かかりつけ医さんが診断をされて、これまでの行動履歴からして明らかにコロナが疑われるというのは、従来どおり保健所経由という形を取らせていただきます。

ですから、なかなかPCR検査が受けられなかったといういろいろな声を聞いておりますが、そういったことで、症状からするとコロナの疑いがあるという方については、この検査センターのほうで行います。ただし、予約が必要となっておりますが、予約はかかりつけ医さんのほ

うで行っていただきます。予約は月曜から金曜の8時半から5時まで。基本的には検査日の前日の5時までに行っていただきますが、検査の曜日が月曜と水曜日ということになっておりますので、月曜日については、その月曜日の11時までには予約をした人は受け付けるということにさせていただきます。

検査方法はドライブスルー方式で、唾液によって行います。というようなことをホームページには記載をしております。

先ほど、広報のほうで周知をとということがございました。検査センターを設置をしたということについては載せていくことができるだろうと思うんですが、この検査センターに限らずなんですが、インフルエンザとこのコロナの同時流行がこの冬は非常に危惧をされるということで、この11月の16日、15日が休みでございましたので、16日付で、とにかく相談をする場所を、県が24時間の専用ダイヤルも設置をしておりますし、町の健康増進課のほうも、これは平日ではございますが、相談の受付窓口を設置をしています。そして、とにかくまずはかかりつけ医さんに御相談をいただきたいという文書を全戸に配付をさせていただきます。

ですので、先ほど広報のほうでPCR検査センターができたということは周知をすべきだということでございますので、そこは周知をしたいと思いますが、そういう対応をしているということと御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、専決の理由なんですが、10月3日に一応決定と、町としてはそのセンターを置くということがまとまったと。10月5日に県の予算が可決している。実際のセンターの開設が12日ということで、その間に議会を開催することはできたんじゃないかと思いますが、それができなかったという。専決は、言うまでもありませんが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかな場合ということに規定されておりますので、そこはなぜできなかったのかというのがちょっとよく分からなかったんで、そこをちょっと補足をお願いいたします。

それから、運営のほうですけど、月水だけと。例えば、今日発熱があつてかかりつけ医に受診して、検査できますよということの場合に、実際に検査できるのは、来週の場合は水曜日ということで、その後で1日ぐらいかかるんですかね。そうすると、実際に判定されるのが木曜日頃になると。1週間ぐらいかかるということになりますけど、そういうことで、その月水という検査日がこれでいいのか。私はもうちょっと増やすべきじゃないかと思いますが、その辺の対策というのは今後の検討課題ということなのか、それともこのまま月水で固定していくのか。その辺をちょっと御説明ください。

それともう一点、この予算の中に、簡易診察室借上げ料666万6,000円というのがありますが、これは今置いてある部屋だろうと思うんですが、プレハブの診察室が置いてありますが、これがこれだけの経費がかかるのか、ちょっと理解できないんですが。ほかにもこの中にはいろんな設備等の経費が入っているのか。その辺をちょっともう少し補足をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 田中議員さんから、3日に決まって5日に専決処分を行うのであれば1日ほど時間があるから議会は開くことができたのではないかとこういう御質問でございしますが、現実的には、非常に4日は日曜日でございますし、5日にはもう始めなければ12日間に合わないということでございますので、そこはぜひとも御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、月水だけでは、例えば今日金曜日になって、土日があって月曜まで待つのかと、こういう御議論でございますが、医師会の中でもそういった議論は何度も行って参りました。

まず、御理解いただきたいのは、今回のPCR検査センターは、あくまでもこれまでの保健所経由に加えて地域で受けられるようにしましょう。それも、言葉はあれなんですけど、完全に疑われる人ではなくて可能性がある人だけを対象とすると、こういうことにしておりますので、これは本当に検査が必要だということで今日いけば、当然保健所のほうへ御連絡をして保健所経由で対応をさせていただくということにしております。

それから、リースの検査室の内容が、今どこかを見られたんだろうと思いますが、そのものではちょっとそれがそんなにかかるわけではないでしょうと、こういう御議論なんですけど、現在あるところに設置をしておりますのは、仮設の仮設でございます。あくまでも仮設の仮設だというふうに御理解をいただきたいと思います。

今回660万円という大変高額な建物の診察室のリースだと、こういう話なんですけど、実はこのたびの検査室は、まず仮設として設置をしてほしいというのが県の要望でございましたので、まず仮設とすることが必要となりました。そして、私たちは、仮設とすることによって、県の建築の担当課と協議をしまして、建築確認を不要とする仮設として扱うというには、まず基礎の工事が必要であると、特に既存の施設と一体なものとしてみなす必要があるということで、基礎の工事が必要であるという指導を受けて、それであれば建築確認は不要ですということでございます。

内容につきましては、少し、まず実質的なリース料は、4.5か月分で13万5,000円、月額3万円に消費税をかけたものだというふうに御理解をいただきたいと思います。それから、共通仮設が17万円。そして、先ほど申しましたが、基礎を行って本体を設置し内装を整備するという建築の工事で230万円。電気設備で25万円。空調の換気設備、エアコンでございますが、

これが12万円。それから、リース満了後の解体費110万円。さらに、この今回設置をする施設につきましては、ヘパフィルターと言われまして空気感染の可能性のある細菌が外部に流出しないように気圧を低くできる陰圧式の高機能空気清浄機0.3ミクロン、マイクロメーターと言いますが、1ミクロンは1000分の1ミリというものを99.97%除去できるものというものが90万円というふうに含まれております。

なお、先ほどちょっと申し上げましたが、この仮設の診察室には、この冬のインフルエンザとコロナの同時流行に備えまして、部屋を2つに仕切って、一つは検体の受渡しを行う部屋、一つは診察室として利用できるものとしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 専決の理由のほうは、その10月の3日に決まって10月の5日に予算を可決したから、まあその日に専決したということなんですけど、私が言っているのは、10月12日にセンターを開設したと。その日付がどうなのかと。一日も早くその開設したいというのは、それはいいことだと思うんですが、それとこの専決とはまた別問題だと思います。

仮に10月5日に予算を可決して、12日にセンターを開設するまでに、準備するためには10月5日に専決処分をしなければいけないということなんでしょうけど、その仮に正式な議会を開いてセンターを開設すれば、確かにその10月12日というのはもっと遅れるかもしれませんが、そこができなかったのかどうか。それをちょっと教えてください。

それと、今の診察室は、要するにこれ借上げ料と書いてありますから、何かできたものをぼんと借り上げるんだらうと思ったんですが、そうでなくていろんな借上げ料の中に改修費、工事費的なものが入っているということによろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 12日をもう少し後ろに回して議会を開くべきではなかったのかとこういう御議論だろうと思いますが、県は、本来はこのPCR検査センターは可能な限り9月中をめどに設置をしたいというのが県の考え方でございまして、私、先ほど医師会も5回開催をしましたと言いましたけれども、そのときに県のコロナ対策室も3回ぐらいは一緒に同席をしております、そこで県とも一緒に協議をしながら進めて参りましたので、私たちが設置をする時期というのは、この10月12日を目指すというのを医師会の中で意思決定をした上で進めてきましたので、そこは御理解をいただきたいというふうに思います。

そして、リースには、先ほど申しましたように、様々な機能を持たせておるということで、基礎工事も含んだものだとということで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

議案第2号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 専決の理由は一般会計と同じでしょうから聞きませんが、人件費について。これは予約制なんで、これまでにどれぐらい件数があるのか分かりませんが、これは今マックスで、全部予約が入ったということで人件費を計算しているんじゃないかと思いますが、これが実績で下がるとか、今後増えるんかもしれませんが、その実績で変わってきた分を、仮に予約がこの予算よりも少なくなった場合には、この一般会計からの繰入れはどういうふうな処理をされるのか、それを御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問でございますけれども、まず地域外来・検査センターにおける検体採取の件数でございますけど、現在2件でございます。その中で、予算上は10月12日から3月までの47日分でマックスで予算を組んでおります。

もし、その実績が少ないような状況にありましたら、今後補正を検討しますし、一般会計からの繰入れにつきましては、町財政課と調整の上、補正のほうに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 分かりました。

それともう一点、消耗品費と消耗備品費というのがありますが、これは一般会計のほうの消耗品とはどういう切り分けというか、用途の区分をどういう風に使い分けているのか。ちょっとその辺を何かあれば、なければいいですけど、どういうものに使うかだけ御説明ください。何かこの部分については病院会計のほうの消耗品費、こういったものについては一般会計の消耗品費というものがあれば、ちょっと教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 消耗品と消耗備品費につきまして、一般会計のほうと病院事業会計をきっちり分けておりまして、消耗品につきましては、検査センター内で検体採取を行ったときの消毒等のアルコール類とか、従事者が待機する場合の椅子、ドライブスルー方式を取っておりますので、患者さんが安全にセンター前のところに到着できるように誘導の備品等を備えるものでございます。

また、消耗品につきましては、ハーススと言いまして検査結果を入力するそれ専用の情報入力

端末機を整備するものでございます。

ですので、一般会計と病院事業会計のほうをきっちり区分しております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） すみません、ちょっと素朴な疑問なんです、今実績が2件あったということで、ホームページ見ても非常にこの分かりにくい中でそれがスムーズに、いわゆるドライブスルー方式まで流れていったのか。その方がどういう、しっかりとこの書いてあるようにかかりつけ医に行ってこういうふうに流れていったのか。その辺を教えてくださいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新田議員さんの御質問にお答えします。

実際、検体採取の検査は2件ございましたけれども、日が違って1日1件ずつでございました。若い方ということもありまして、あとちょっと予約を受けた医療機関が偶然にも病院事業局の病院ということもありまして、スムーズに行けたというふうに思います。

1件目は、特に総務の人間も手伝いに行っておりますので、スムーズにできたかと思えます。今後も、もう一件は問題なく検体採取にいけましたので、うまくいけるものと考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

すみません、さっきの部長からもありましたが、やはりしっかり周知しないと、非常に今のもの何かたまたまが重なってうまくいったように聞こえますから、これ非常に重要なことだと思うので、例えばかかりつけ医のところでもまずリスクがある。そこからもう一回病院飛んでいかないと、という状況になっていますから、それをきちんと町民に対して説明しないといけない。

その告知をホームページだけでいつもおっしゃるけど、やっぱりこれ見て行く人いないから。プラスで言うと、町のほうのホームページは載っちゃうけど、病院事業のほうのホームページには載っていませんから、その辺りもまず病院事業局にもちゃんと載せる。紙媒体でもしっかりとこう告知をして、ドライブスルー方式だと言われても分からないです。やっぱり人によっては。

だから、こういうものですよというのをきちんとお伝えいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。もう結構です、答弁は。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論・採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第1号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これより、起立による採決を行います。議案第2号令和2年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 追加日程第13. 議案第3号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第13、議案第3号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第3号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1,300万円を追加し、予算の総額を176億4,420万4,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の9ページをお願いいたします。

歳入の18款繰入金1項基金繰入金は、財政調整基金1,300万円を取り崩して財源調整をするものでございます。

次に歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

5款農林水産業費3項水産業費3目漁港管理費では、油田漁港油宇東B防波堤機能保全工事に

において、測量実施段階で専門的測量技術であります潜水調査が必要になることが判明したため、工事請負費の一部を委託料に910万円組み替え、実施するものであります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路橋りょう災害復旧費におきましては、町内各所に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨の東和地区における災害復旧事業に係る不足額1,300万円を追加計上し、引き続き応急復旧工事を実施しようとするものであります。

以上が、議案第3号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたしますが、まずこの業務委託が今回補正で必要になったその理由を御説明ください。

それと、災害復旧費のほうの、これ箇所数と補助対象の有無を、ちょっとその辺を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） ただいまの田中議員さんの業務委託が必要になった理由ということでございますが、これは油田漁港防波堤機能保全計画におきまして、当初は更新する構造物が既設のものと同構造であることから、町の職員において測量設計が可能と判断しましたが、実施過程におきまして、防波堤下部の大部分が水中及び砂に埋没している状態であるため、潜水調査、浸水測量等が必要となりましたので、業務を委託することとなりました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 災害応急復旧事業の1,300万円でございますが、これは7月豪雨災害による東和総合支所管内の応急復旧事業に係る経費でございますが、被災直後は67件2,700万円を見込んでおりましたが、その後被災状況が明らかになるにつれて、被災箇所が99か所まで増加いたしました。

72か所目までは現予算で対応可能と見込んでおりますけれども、残りの27か所を今回の補正で対応したいというものでございます。なお、補助対象となるものはございません。

また、参考までに、東和総合支所における現在の進捗状況ですが、箇所数で68か所、金額で2,522万8,940円、93.4%の進捗状況となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 業務委託のほうなんですけど、防波堤の下部が水中にあるというのは当然分かっていたこととあります。土砂が堆積しているというのも、港内ですのである程度想定できた話だろうと思いますが、要するに土砂が堆積しているから堤体の損傷度合いがよく分かんなかったから、これから調査してコンクリートの方塊の取替えが必要とかそういうことが判断されれば、その構造物の設計というのが必要になるということでもよろしいんですかね。ちょっと確認のため御答弁をお願いいたします。

それと、災害復旧のほうは、補助対象というのは、これにはいろんな構造物の補修もあると思うんですが、基準上、補助対象に応急工事をその補助にできないということなのか、何かその辺をちょっと補足で御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） 当初から分かっていたことではないだろうかということですが、議員さんのおっしゃられるとおりでございます。

そして、方塊の取替え、基礎部分の生成などの設計も今後必要になると考えております。

○議長（荒川 政義君） 山本統括総合支所長。

○統括総合支所長（山本 勲君） 田中議員さんの補助事業にならないのかという御質問ですが、主な工事の内容が、道路の崩土除去とか河川の土砂取除き、あるいは簡易な道路の舗装の補修というようなもので、いずれも金額が少額なものでございますから補助対象となり得ないということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 業務委託のほう、これ工事費のほうは910万円減額になりますので、この工事費が来年度に回ると。だから、当初は今年度だけで完了する工事だったけど、この委託、測定が必要になったから、その今年減額分の工事費は、今年変更認可するのか来年度に回すのか、その辺を御説明ください。

それと、普通漁港構造物の場合は、その測量設計をやらないと、特に水中とかの見えない部分がありますので、ちょっとその辺が、当然測量設計委託費を計上しておくべきだったんじゃないかなと。それも含めて今年度の認可を受けて、今1,500万円当初で予算上がっていますから、これに910万円を加えた2,400万円ぐらいで当初から認可を受けておれば、今年度で全部完了できたんじゃないのかな。それが2か年になるということなのかどうか。その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村産業建設部長。

○産業建設部長（中村 光宏君） まず、減額というか組み替えた部分についての残りの工事分と

いうことですが、これは一応委託分に回した金額は、来年度に実施する予定でございます。

それと、もうちょっと要求というか、当初から委託料を入れたもので申請したら出来とったんじゃないかという御質問だと思うんですが、これ機能改善の今年度の予定が、この油田漁港含めまして4地区の漁港の機能改善ということで、それで交付申請を行っております。

全体枠が決まっておりますので、なかなかその部分だけ油田漁港へ集中投資というのがちょっと難しかったということで御了承願いたいと思います。

それと、おっしゃられるとおり、こういう漁港の構造物はもう大規模なものが多いので、町の職員も財政のことを考えてちょっとどうかということで、直営でできると判断してやりましたけれども、今後はコストの削減のことも考えつつも、状況に合った慎重な予算配分を行い、事業を進めるよう努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結をします。

これより討論を行います。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第3号令和2年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。10分程度です。

午後2時03分休憩

.....

午後2時14分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 追加日程第14. 議案第4号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第14、議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて補足説明を申し上げます。

周防大島町病院事業局再編計画において、周防大島町立東和病院の一部病棟を療養病床に転換することといたしております。

療養病床への転換につきましては、山口県知事の許可が令和2年10月19日付であり、11月1日使用開始まで議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたことから、同条第3項に基づきこれを報告し、議会での承認をお願いするものでございます。

6ページをお願いいたします。

周防大島町病院事業等の設置等に関する条例、別表の周防大島町立東和病院の病床数を、一般病床99床から一般病床45床、療養病床54床に改正するものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（7番 砂田 雅一君） そもそも論のところでお伺いすることになると思うんですが、一般病床を45床にして療養病床を54床、99床のうち54床を療養型にするということですが、なぜこういうふうにする必要があるということになるのか、そこをお伺いしたいと思うんです。

立場としては、やっぱり病院会計の財政上がどうなるのか。あるいは東和病院はコロナの感染者の受入れ病院ということになっていきますけれども、それとの関係はどうなるのか。一般病床を減してもそこは大丈夫なのかどうかという点。あるいは、その今まで療養病床、需供関係ですね。療養病床に需要がたくさんあるから療養病床にするのかどうか。そこから見てどうなのかどうか。そういう点から御説明くださるといいと思うんですが、よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

東和病院では、令和2年4月から病床を15床削減し、東病棟45床、西病棟54床の2病棟で一般病床合計で99床でございました。東病棟を急性期の病床として、西病床を長期に療養を必要とする病棟として運用してきました。

急性期の東病棟から慢性期の病棟に転棟しても、診療報酬の算定をする上で同じ一般病床であることから入院期間が継続され、一般病棟入院料の基準である平均在日数の短縮につながらないため、入院料の類上げをすることができない状況でありました。

また、90日を超える患者さんについては、診療報酬の基準上、一般病床であるにもかかわらず、療養病棟の入院料を算定しなければならないことになっております。

2病棟のうち1病棟を療養病床へ転換することにより、患者さんが長期の療養が必要な場合には、一般病床から療養病床へ転棟すると退院扱いとなるため、一般病床の平均在日数の短縮につながり、入院料の類上げが可能となり、入院収益の増加が期待できるものです。そのため、一般病床を療養病床へ転換することが望ましいと考えておりました。

影響につきましては、類上げを見込みますと、入院のみで年間約2,000万円の増加を見込めるのではないかと予測しております。

療養病床の需要についてですけれども、令和元年度におきまして、一時期99人の入院患者さんがいらっしやいましたけれども、その多くは療養病床、90日超えがかなり多くて、ちょっと手持ちに明確な数字はございませんが、記憶の中では40名程度入院されておったというふうに思っております。本来なら、特養への介護施設等行っていただければよかった患者さんも多くいたものと推測しております。

また、新型コロナウイルスについてですが、外来患者数がかなり減少しておりますので、入院患者数も減少しておりますので、そのコロナの影響による一般病床削減というところは、いろいろ今後分析し、やっていかなければいけないことではありますけれども、やっぱり2病棟のうち1病棟の一般病床を入院医療の収益性を高めるためにも必要であるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これもちょっと専決の理由をお尋ねいたしますが、10月19日で県の許可が出たからという御説明がございましたが、この申請は医療法で定める手続だと思うんですが、病床の変更許可申請というんですか、そのことなのかどうか。病床の許可申請と構造設備の検査申請というのが必要だったと思うんですが、これを実際に申請したのはいつなのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、療養病床への変更につきましては、山口県知事の許可が必要でございまして、最初に開設許可申請事項変更届け、これを申請を10月5日に行いました。それに伴いまして10月9日に許可を得ております。

次に、構造設備検査申請書、これはその病床を使用していいかどうかという許可でございしますが、申請を10月14日に行いまして10月19日に許可を得ております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2つの申請業務、要するにスタートは10月5日だったということになりますが、一つは、この再編計画は去年12月議会で、たしか最終的にこれでいきますよ

という決定というか報告があったと思います。それで、なぜ今年の10月5日に申請となるのか。この4日、5日で許可が下りるようなものなんなら、それまでに幾らでも時間はあったんじゃないかと思いますが、なぜこの申請が遅れたのか。この申請が遅れたがために、この11月1日の供用開始となったということだろうと思うんですが、もう一つ、何で申請が10月になったのか。

それと、この11月1日の供用開始というのが、一体いつどういうプロセスで決められたのか。その辺の御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 療養病床への変更につきましては、医療法による山口県知事の許可を得る必要がありますけれども、また一方で診療報酬の算定につきまして、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律により厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長に届け出し、受理される必要がございます。

それで、その診療報酬の届けには、6か月の入院患者数等の実績数値が必要となることから、病床数を99床に削減した4月から9月までの6か月間の実績により届出できることとなりましたので、9月末の実績を基に早急に準備を行い、11月1日使用へ最短でございますが、9月実績を適合しているかどうか確認し、10月申請を行って、最短で11月1日から療養病床へ変更できるように考えておりましたところ です。

ただ、再編計画においては、4月からということがありまして、事前に分かっておったんではないかということがありますけれども、その削減した99床のところからという思いが強く、病院事業局としては99床、そこから6か月だったので、再編計画でも11月からという計画にしているべきではあったかとは思いますが、少し9月の全員協議会でそのところはちょっと触れさせていただきましたが、説明不足等もあって、今後速やかに再編計画と大きくずれ違った箇所については、議員の皆様方に御説明、また修正でき得る場合は修正を協議していただけるように考えていきたいというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっとよく分からなかったんですが、その診療報酬の届出、それは11月になったというのは、6か月のその期間の実績が必要だからというのはいいんですが、今の医療法上の申請とその診療報酬の届出というのは、何かその診療報酬の届出を受理したものがないと、その医療法上の開設の変更申請ができないのかどうか。その辺をちょっともう1回御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 議員さんの御指摘のとおりでございますが、中国四国局

長の届けに関しては、山口県知事の許可がないと受理されないということになっておりますので、山口県知事の許可を待って中国四国厚生局長へ届出をしております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第4号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについて原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第15. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 追加日程第15、議案第5号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第5号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について補足説明をいたします。

本議案は、山口県人事委員会による10月28日及び11月5日の一般職の給与等についての勧告等に伴い給与等の改正を行おうとするもので、町議会議員及び町長等の期末手当に関する条例もあわせて改正するため、関連条例を一括して一部改正しようとするものでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、民間給与調査が例年どおり実施されず、特別給、ボーナスに関する調査が先行して実施され、10月28日に特別給の官民格差を踏まえ、期末手当を0.05月分引き下げるという勧告があり、11月5日に月例給に関しては、官民格差が僅かであることから据え置くとの報告がされました。

本町におきましても、山口県人事委員会勧告に準じ、期末手当について支給月数を0.05月分引き下げることといたしました。

それでは、改正の要点を逐条に沿って御説明申し上げます。

第1条の周防大島町一般職の職員の給与に関する条例（以下、職員給与条例と言う）の一部改

正でございますが、本年度における一般職の職員の期末勤勉手当、ボーナスの支給割合を4.50月から4.45月に引き下げるため、期末手当の支給率を1.30月から1.25月に改正するものでございます。

第2条も職員給与条例の一部改正でございますが、こちらは、次年度、令和3年度以降における一般職の職員の期末勤勉手当、ボーナスの年間支給率を4.45月とするため、第1条で改正した期末手当の支給率1.25月を1.275月に改正するものでございます。

第3条及び第5条につきましては、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。

一般職の職員の給与改定に準じ、町議会議員及び町長等特別職の期末手当の支給割合を100分の5引き下げ、現行の100分の172.5から100分の167.5に改正するものでございます。

第4条及び第6条につきましても、周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございますが、これは職員給与条例から引用しております。一般職の期末手当支給率が本年度と次年度以降で変わるための改正でございます。

施行期日は令和2年12月1日といたしますが、第2条、第4条及び第6条は次年度以降の改正条文となっていることから、令和3年4月1日を施行日とするものでございます。

なお、今回の改正による年間の影響額でございますが、約431万円の減額となる見込みでございます。予算の減額補正は次期定例会にお諮りする予定でございます。

以上でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回のこの人勧に伴うマイナス改定で、職員全部含めて、特別職も含めて、対象にならない職員というのはいろのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

今回は、再任用職員については勧告に入っておりませんので対象となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 再任用、人勧の対象となっていないということで今回マイナス改定しないのかもしれませんが、職員給与の改定であれば、私は改訂するなら一律に実施すべき

じゃないか。特に今回マイナス改定なんで、一律にやるべきではないかとは思いますが。

ほかにはいないということなんですが、病院の職員はどうなるんでしょうか。これは別の条例なのかと思います。規則なんですかね。これ議会には出てこないんでしょうけど。病院の職員、それから病院の管理者、これは条例で定まっておりますので、改正案が出ていないということは、今回の対象にはなっていないということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 病院事業局の職員につきましても給与改定による減額を考慮しておりまして、その影響額は約500万円の減額を見込んでおりまして、次の定例会において補正予算をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

病院事業管理者のほうにつきましては、今ちょっと検討しておりまして、12月議会に上程するかどうか含めまして検討しているところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

これより討論を行います。

議案第5号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（7番 砂田 雅一君） 議案中の一般職の職員の給与に関する第1条、第2条について反対をいたします。

町職員は、コロナ禍での様々な対応を迫られている方々であり、医療や介護従事者にとどまらず、PCR検査あるいは交通などその周辺で働く、いわゆるエッセンシャルワーカーと言われている方々に町民が支えられることとなります。

町職員の方々は、その重要な一翼を担うことは間違いありません。その方々の期末手当の削減には反対をいたします。医療崩壊、介護崩壊を防ぐ上でも、公務員の果たす役割は大きいものがあり、手当の削減ではなく賃上げこそ必要ではないかと思えます。

以上の理由で本案に反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩をします。

午後2時42分休憩

.....

午後2時43分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

賛成討論の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論の方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これから、起立による採決を行います。議案第5号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第16. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（荒川 政義君） 次に、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第16とし、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第16とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第16、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、これを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたい旨の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、申出事件を委員の任期中の特定の事件として、閉会中の継続審査に付すことに決定しました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、令和2年第2回周防大島町議会臨時会を閉会をいたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後2時47分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長 久保 雅己

議長 荒川 政義

署名議員 山中 正樹

署名議員 栄本 忠嗣

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員